

介護職員復職等支援奨励金事業Q A

| | |
|---|---|
| (介護職員復職等支援奨励金の制度について) | 3 |
| 問1 奨励金を給付する目的を教えてください。 | 3 |
| 問2 給付額はいくらでしょうか。 | 3 |
| 問3 奨励金の給付については、行政不服審査の対象となりますか。 | 3 |
| 問4 奨励金の用途に制限はありますか。 | 3 |
| 問5 奨励金は課税の対象になりますか。 | 3 |
| (受給要件) | 4 |
| 問6 奨励金の受給要件を教えてください。 | 4 |
| 問7 受給要件は、雇用開始時点で全て満たしていなければなりません。対象期間内に要件を満たすことが出来れば、その時点で申請することができますか。 | 4 |
| 問8 居住地に関する要件はありますか。 | 4 |
| 問9 外国人の方は、給付の対象となりますか。 | 4 |
| 問10 「介護・障害福祉施設」に含まれる施設を教えてください。 | 4 |
| 問11 対象期間内に雇用契約を締結していれば申請できますか。 | 4 |
| 問12 「常勤」とは期間の定めのない雇用契約で働いていることですか。 | 5 |
| 問13 専ら介護・障害福祉施設の業務に従事することが必要でしょうか。例えば、特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護や通所介護での同職での兼務を行うことは可能でしょうか。 | 5 |
| 問14 転職の場合であっても、対象期間内に就労が開始していれば申請できますか。 | 5 |
| 問15 介護助手から介護職員に業種転換した場合は対象になりますか。 | 5 |
| 問16 「概ね3か月以上」の就労経験は、介護・障害福祉施設において従事した期間に限られますか。 | 5 |
| 問17 「概ね3か月以上」とありますが、3か月未満でも奨励金の給付対象となる場合があるのでしょうか。認められるとすれば、どのような場合が該当しますか。... | 6 |
| 問18 「一定の資格を有する者又は研修を修了した者」とはどのような方をいいますか。 | 6 |
| 問19 初任者研修を修了していれば、実務経験がない場合でも、奨励金の給付を受けられますか。 | 6 |
| 問20 初任者研修の受講中に就労が開始した場合、研修が修了すれば、奨励金の給付を受けられますか。 | 6 |
| 問21 就労後の期間に関する定めはありますか。 | 7 |
| 問22 3か月以上従事した後、離職し、3か月経過後に、別の事業所に就労した場合は再度奨励金の給付を受けられますか。 | 7 |

| | | |
|--------|--|----|
| 問 23 | 3か月未満で離職したが、直ちに他施設に就労した場合は奨励金の返還は不要ですか。仮に返還が必要な場合は、改めて給付申請することはできますか。..... | 7 |
| 問 24 | 法人都合の人事異動により、神奈川県外の施設等や通所介護など対象外の事業所に従事することになった場合には、奨励金の返還が必要でしょうか。..... | 7 |
| (申請方法) | | 8 |
| 問 25 | 申請期限はありますか。..... | 8 |
| 問 26 | 電子申請は可能でしょうか。..... | 8 |
| 問 27 | 申請期限は必着でしょうか。それとも消印有効でしょうか。..... | 8 |
| 問 28 | 申請書の記載内容に不備があった場合には、連絡がありますか。..... | 8 |
| (支払方法) | | 9 |
| 問 29 | 振込口座は本人名義でなければなりません。例えば、振込先を会社とし、後日給料として給付してもらうことは可能でしょうか。..... | 9 |
| 問 30 | 申請してから実際に給付されるまでにどれくらいの時間がかかりますか。..... | 9 |
| (その他) | | 10 |
| 問 31 | 復職を検討していますが、奨励金のほかに、受けられる支援はありますか。.. | 10 |
| 問 32 | 再就職準備金又は介護職就職支援金の貸付と本奨励金の給付を同時に受けることはできますか。..... | 10 |

(介護職員復職等支援奨励金の制度について)

問1 奨励金を給付する目的を教えてください。

(答) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底等により、介護・障害福祉施設の業務がこれまで以上にひっ迫する状況の中で、現場に復職等いただける方に感謝の意をお伝えするとともに、復職支援を通じた現場負担の軽減を図ることを目的としています。

問2 給付額はいくらでしょうか。

(答) 5万円(定額)です。(給付は1回限り)

問3 奨励金の給付については、行政不服審査の対象となりますか。

(答) 本給付金の法的性質は、民法(明治29年法律第89号)上の贈与契約であり、行政処分ではないので、給付について不服申立て等の対象とはなりません。

問4 奨励金の用途に制限はありますか。

(答) 用途の制限はありません。

問5 奨励金は課税の対象になりますか。

(答) 奨励金は「一時所得」に該当し、所得税等の対象となります。

(受給要件)

問6 奨励金の受給要件を教えてください。

(答) 対象期間内(令和4年7月21日(木)～令和5年2月28日(火)まで)に神奈川県内の介護・障害福祉施設において常勤として新たに雇用を開始する介護・看護職員のうち、次のいずれかの要件を満たす方です。

- ① 介護職員として概ね3か月以上の実務経験を有している者
- ② 一定の資格を有する者又は研修を修了した者

ただし、雇用期間満了による同一施設等において継続する雇用及び労働者派遣事業を行う事業主による雇用は対象外とします。また、「令和3年度潜在看護職員復職支援奨励金」の給付を受けた方も対象外とします。

問7 受給要件は、雇用開始時点で全て満たしていなければなりませんか。対象期間内に要件を満たすことが出来れば、その時点で申請することができますか。

(答) 受給要件は、雇用開始時点で全て満たしていることが必要です。

問8 居住地に関する要件はありますか。

(答) 居住地に関する要件はありません。

問9 外国人の方は、給付の対象となりますか。

(答) 受給要件を満たす場合には、給付の対象となります。

問10 「介護・障害福祉施設」に含まれる施設を教えてください。

(答) 入居者の受入れのある次の施設を対象とします。

| | |
|---------|--|
| 介護施設等 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウスを含む)、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム |
| 障害福祉施設等 | 施設入所支援、グループホーム、障害児入所支援 |

問11 対象期間内に雇用契約を締結していれば申請できますか。

(答) 対象業務への従事を開始した日が、対象期間内に含まれていることが必要です。

問 12 「常勤」とは期間の定めのない雇用契約で働いていることですか。

(答) 常勤とは、事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいいます。したがって、この定義に該当する方は、仮に事業所における雇用形態が非常勤であっても給付対象となります。

問 13 専ら介護・障害福祉施設の業務に従事することが必要でしょうか。例えば、特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護や通所介護での同職での兼務を行うことは可能でしょうか。

(答) 原則として専ら当該施設の業務に従事することが必要です。ただし、主として当該施設の業務に従事することを前提に、施設基準等で認められている同職との兼務を行うことは差し支えありません。

ご質問の事例については、併設される短期入所生活介護と兼務することは可能ですが、通所介護と兼務することはできません。

問 14 転職の場合であっても、対象期間内に就労が開始していれば申請できますか。

(答) 直近の離職前の業務と同一の業務に従事する場合には、3 か月以上の期間が空いていることが必要です。ただし、他業種（介護・障害分野以外）からの転職等の場合には、期間の定めはありません。

問 15 介護助手から介護職員に業種転換した場合は対象になりますか。

(答) 業種転換があった場合や雇用主に変更があった場合は、その時点で新たな雇用が開始されたものとみなします。

したがって、初任者研修を修了しているなど、一定の要件を満たしていれば、奨励金の対象となります。（介護助手として勤務した期間は、介護職員としての実務経験に算入できません。）

問 16 「概ね 3 か月以上」の就労経験は、介護・障害福祉施設において従事した期間に限られますか。

(答) 介護職員としての就労経験は、介護・障害福祉施設でなくても構いません。

問 17 「概ね3か月以上」とありますが、3か月未満でも奨励金の給付対象となる場合がありますのでょうか。認められるとすれば、どのような場合が該当しますか。

(答) 施設が特に即戦力として働くことのできる方と認める場合には、就労期間が3か月未満の方を給付対象として差し支えありません。なお、即戦力として認められる例として、知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを理解し、介護業務を遂行できる場合や、入居者の状況(身体の麻痺や認知症の状況)に応じた適切な支援ができる場合などが考えられます。

問 18 「一定の資格を有する者又は研修を修了した者」とはどのような方をいいますか。

(答) 次の資格を有している又は研修を修了している方をいいます。

| | |
|----|---|
| 資格 | 介護福祉士、看護師、准看護師 |
| 研修 | 実務者研修、初任者研修(ホームヘルパー2級)、介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級 【障害系に従事する場合】 居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従事者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修(追加まで又は統合)、同行援護従業者養成研修(応用まで) |

問 19 初任者研修を修了していれば、実務経験がない場合でも、奨励金の給付を受けられますか。

(答) 次のいずれかに該当すれば能力要件を満たすことになります。(両方の要件を満たしている必要はありません。)

- ① 介護職員として概ね3か月以上の実務経験を有している者
 - ② 一定の資格を有する者又は研修を修了した者
- したがって、初任者研修を修了している方は、②に該当するため、その他の受給条件(問6)を満たしていれば、奨励金の給付を受けることができます。

問 20 初任者研修の受講中に就労が開始した場合、研修が修了すれば、奨励金の給付を受けられますか。

(答) 即戦力の確保という本事業の趣旨を踏まえ、就労時点で研修を修了していない場合には、その後に研修を修了しても奨励金の給付対象とはしません。

問 21 就労後の期間に関する定めはありますか。

(答) 3か月以上就労を継続いただくことを給付の条件とします。3か月未満で離職された場合は、奨励金の返還が必要となりますので、その旨を申出ください。

問 22 3か月以上従事した後、離職し、3か月経過後に、別の事業所に就労した場合は再度奨励金の給付を受けられますか。

(答) 本奨励金は1回に限り給付することとしているため、改めて給付を受けることはできません。

問 23 3か月未満で離職したが、直ちに他施設に就労した場合は奨励金の返還は不要ですか。仮に返還が必要な場合は、改めて給付申請することはできますか。

(答) 3か月の就労期間満了前に離職した場合は、仮に直ちに他の対象施設に従事した場合であっても奨励金の返還が必要です。

当該奨励金の返還手続きが完了していれば、再度の給付申請を行うことができます。ただし、この場合、再就労した日から、改めて3か月の就労期間を満了していただく必要があります。(離職前の就労期間を合算することはできません。)

問 24 法人都合の人事異動により、神奈川県外の施設等や通所介護など対象外の事業所に従事することになった場合には、奨励金の返還が必要でしょうか。

(答) 法人都合の人事異動であれば奨励金の返還は不要としますが、法人には奨励金の趣旨を踏まえた対応をお願いします。

(申請方法)

問 25 申請期限はありますか。

(答) 申請期限は令和5年3月15日(水)までですが、予算を超えた場合は、その時点で受付を終了します。

なお、申請は先着順で受け付け、消印日により判断します。また、不足書類や記載内容に不備等があった場合は、全ての書類が揃った時点で受付けたものとし、最後の書類が郵送された消印日により判断します。

問 26 電子申請は可能でしょうか。

(答) 電子申請はできません。ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記載、押印の上、郵送して下さい。

問 27 申請期限は必着でしょうか。それとも消印有効でしょうか。

(答) 消印有効とします。

問 28 申請書の記載内容に不備があった場合には、連絡がありますか。

(答) 不足書類や記載内容に不備等があった場合は、全ての書類が揃った時点で申請書の受付を行います。必要に応じ、県から申請書記載の電話番号に連絡いたしますが、申請期間内に補正が完了できなかった場合には、申請をお受けすることができないため、提出前に改めて記載内容等の確認をお願いします。

(支払方法)

問 29 振込口座は本人名義でなければなりませんか。例えば、振込先を会社とし、後日給料として給付してもらうことは可能でしょうか。

(答) 原則として、本人名義の口座とします。やむを得ない事情により口座振込ができない場合には、会社への振り込みを認めることもあります。その場合は、本人から受領証を徴し、写しを提出していただきます。

問 30 申請してから実際に給付されるまでにどれくらいの時間がかかりますか。

(答) 記載事項の不備等がなければ、申請は月ごとに取りまとめ(15日)、申請月の翌月末までに支払いを行う予定です。

(その他)

問 31 復職を検討していますが、奨励金のほかに、受けられる支援はありますか。

(答)

・就労支援について

「かながわ福祉人材センター」において、就労に当たって必要な最新の知識・技術等の習得を行うための研修や、キャリア支援専門員による就労相談・職場体験などの機会を提供しています。

・再就職準備金の貸付について【介護分野のみ】

「かながわ福祉人材センター」では、介護職員初任者研修修了以上の資格を持ち、1年以上の経験を有し、かつ1年以上の離職期間をお持ちの方が、再就職する場合に必要な準備経費の貸付を行っています。(上限：40万円。2年間、県内の介護保険事業所で介護職員等として実務に従事することで返還は免除されます。)

問 32 再就職準備金（介護分野のみ）又は介護職就職支援金（介護分野・障害福祉分野対象）の貸付と本奨励金の給付を同時に受けることはできますか。

(答) それぞれの要件を満たしていれば、併用することが可能です。

ただし、奨励金は「概ね3か月以上の実務経験を有している者」を要件の一つとしていますが、再就職準備金、介護職就職支援金は、新たに就労を開始する日から過去1年の間に、介護職としての実務経験がある方は申請できません。また、「かながわ福祉人材センターに有資格者の届出又は求職者登録を行った方」など他にも貸付要件があります。

・介護職就職支援金の貸付について

他業種で働いていた方が、介護職員初任者研修等の研修修了後、介護職員・障害福祉職員として就職するときに必要な資金の貸付を行っています。(上限20万円。2年間、県内の施設・事業所で介護職員・障害福祉職員として実務に従事することで返還は免除されます。)

<貸付に関する問合せ先>

かながわ福祉人材センター 電話 045-312-4816